

令和7年度三重県外国人介護人材マッチング支援事業委託業務 仕様書

1 事業目的

介護分野における人材不足は深刻であり、外国人介護人材の受入れは喫緊の課題である。国の外国人人材受入制度の拡充に伴い、外国人の受入れに既に取り組む県内の介護施設がある一方で、外国人材の受入れに関するノウハウがないこと等により、雇用を躊躇する施設も少なくない。

本事業では、特定技能外国人の受入れを希望する県内介護施設等と県内介護施設等での就労を希望する特定技能外国人を対象としたマッチング支援及び受入・定着支援を行い、外国人介護人材の受入強化・加速化を図ることを目的とする。

2 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

3 業務内容

（1）事業説明会及び外国人介護人材受入支援セミナーの開催

① 概要

県内介護施設等（※1）を対象とした事業説明会及び外国人介護人材受入支援セミナー（以下、「説明会等」という）を開催し、本事業の趣旨・目的に加え、事業の内容や具体的なスケジュール、外国人材（特定技能外国人）の受入れに必要な準備、費用負担等について説明すること。なお、受託者は、説明会等の広報周知及び当日の運営等、説明会等実施に係る一切の業務を行うものとする。

※1…三重県内に所在する介護保険法に基づく介護サービス事業所等を想定している。

② 業務内容の詳細

（i）説明会等の周知

・周知は、チラシの頒布及びメール等、集客に適切な方法を受託者が設定すること。

※送付先となる県内の介護サービス事業所一覧については、県ホームページに「県指定 介護保険事業所 一覧」として掲載している。

（ii）説明会等の準備・募集

・申込者の受付や参加決定通知等の事務については、全て受託者が行うこと。

・説明会等の会場や必要な機材の手配については、受託者が行うこと。

（iii）説明会等の講義内容の決定及び資料の作成等

・説明会等の詳細な内容や資料については、契約後委託者と協議のうえ決定すること。対面型で開催する場合、説明会等で配布する資料は、受託者が印刷すること。

- ・説明会等の企画案については、受託者が企画提案すること。なお、説明会等の内容は、全実施回共通の内容で実施しても、各回異なる内容で実施しても構わない。

○事業説明会の内容

三重県外国人介護人材マッチング支援事業に係る募集要件やスケジュールについて説明すること。

○外国人介護人材受入支援セミナーの内容

外国人材（特定技能外国人）の受入に必要な準備、費用負担等、外国人介護人材の受入を促進するために必要な情報やノウハウについて説明すること。なお、初めて外国人介護人材の受入を検討する介護施設等でも理解できる内容とすること。

※必要に応じて、令和6年度外国人介護人材受入支援セミナーの内容を参考にしてください。

【令和6年度外国人介護人材受入支援セミナー】

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0015900093.htm>

③ 開催回数

4回以上

※なお、説明会等の開催にあたっては、事業説明会と外国人介護人材受入支援セミナーをあわせて開催しても構わない。

※開催場所や開催時期を選定する際には、特定地域や特定時期に偏らないように開催すること。

④ 開催方法

対面型、オンライン型、対面とオンラインの併用、いずれの開催方式でも可とする。

⑤ 参加目標人数

合計160人以上

⑥ 企画提案を求める事項

- 1 説明会等の企画案（プログラムの概要等）
- 2 説明会等の開催方法、開催回数
- 3 説明会等の実施体制
- 4 説明会等の周知方法等
- 5 プログラムの内容や実施方法、集客方法等で工夫した点や独自性

（２）外国人介護人材の募集及び県内介護施設等とのマッチング支援の実施

① 概要

介護職種での特定技能試験に合格した特定技能外国人または近々合格する見込みのある外国人のうち、本県の介護施設等での就労を希望する外国人介護人材を募集する。また、特定技能外国人の受入を希望する県内介護施設等を募集し、両者をマッ

チングするための支援を実施する。

② 業務内容の詳細

(i) 外国人介護人材（特定技能外国人）の募集

- ・介護施設等の要望等に合わせた柔軟な人材紹介が可能となるよう、複数の国（インドネシア、ベトナム等の特定技能に関する二国間の協力覚書締結国）からの送り出しを設定すること。
- ・特定技能外国人の募集にあたっては、下記（ii）で募集した受入れを希望する介護施設等の雇用条件はもちろんのこと、本県の魅力等に係る発信・情報提供を十分に行うこと。
- ・募集する特定技能外国人については、海外で実施した試験か日本国内で実施した試験かを問わず、海外現地在住の外国人を対象とすること。

(ii) 特定技能外国人の受入れを希望する県内介護施設等の募集

- ・上記「3 業務内容（1）」で実施する説明会等とも連携しながら、本事業でマッチングを希望する介護施設等を募集すること。
- ・初めて外国人介護人材の受入れを検討する介護施設等でも本事業に参画できるように、マッチングにあたっての情報提供等、必要な支援を行うこと。

(iii) 現地機関オンライン見学会の実施

- ・県内介護施設等から希望があった場合は、日本と海外をオンラインで繋いで、海外現地の日本語学校や送出機関等の見学会を実施し、介護施設等が外国人介護人材候補者を知る機会を提供すること。

(iv) 面談会の開催

- ・（i）で募集した特定技能外国人と、（ii）で募集した県内介護施設等との間のマッチング支援を行うため、面談会を開催すること。面談会は、オンライン型、対面型いずれの形式での開催でも可とする。

※現地で対面型の面談会を開催する場合、介護施設等自身の渡航費用・宿泊費用等については、介護施設等が自己負担することとし、本事業の委託費に含まないものとする。（受託者が、現地での面談会の準備や実施に要する経費については、本事業の委託費に含むものとする。）

- ・面談会の会場や必要な機材の手配については、受託者が行うこと。
- ・面談会に向けた介護施設等への支援（求人票作成支援、ガイダンス等）を実施すること。

③ マッチング支援目標件数

介護施設等とのマッチングを行う特定技能外国人について、50 名程度を目標に募集し、マッチング支援を行うこと。

④ 企画提案を求める事項

1 外国人介護人材（特定技能外国人）の募集方法

- 2 特定技能外国人の受入れを希望する県内介護施設等の募集方法
- 3 面談会の実施方法、内容、実施体制
- 4 マッチング支援において工夫した点や独自性

(3) 外国人介護人材定着支援セミナーの開催

① 概要

県内介護施設等のうち、本事業でマッチングの成立した介護施設や既に特定技能外国人を受け入れているが定着に課題を有する介護施設等を対象として外国人介護人材定着支援セミナー（以下、「定着支援セミナー」という）を開催する。なお、受託者は、定着支援セミナーの広報周知及び当日の運営等、定着支援セミナー実施に係る一切の業務を行うものとする。

② 業務内容の詳細

(i) 定着支援セミナーの周知

- ・周知は、チラシの頒布及びメール等、集客に適切な方法を受託者が設定すること。

※送付先となる県内の介護サービス事業所一覧については、県ホームページに「県指定 介護保険事業所 一覧」として掲載している。

(ii) 定着支援セミナーの準備・募集

- ・申込者の受付や参加決定通知等の事務については、全て受託者が行うこと。
- ・定着支援セミナーの会場や必要な機材の手配については、受託者が行うこと。

(iii) 定着支援セミナーの講義内容の決定及び資料の作成等

- ・定着支援セミナーの詳細な内容や資料については、契約後委託者と協議のうえ決定すること。対面型で開催する場合、定着支援セミナーで配布する資料は、受託者が印刷すること。
- ・定着支援セミナーの企画案については、受託者が企画提案すること。なお、定着支援セミナーの内容は、全実施回共通の内容で実施しても、各回異なる内容で実施しても構わない。

○定着支援セミナーの内容

介護施設等における外国人介護人材の就労・定着が促進される内容、定着に課題を有する介護施設等の課題解決に繋がる内容とすること。

③ 開催回数

2回以上

④ 開催方法

対面型、オンライン型、対面とオンラインの併用、いずれの開催方式でも可とする。

⑤ 参加目標人数

合計40人以上

⑥ 企画提案を求める事項

- 1 定着支援セミナーの企画案（プログラムの概要等）
- 2 定着支援セミナーの開催方法、開催回数
- 3 定着支援セミナーの実施体制
- 4 定着支援セミナーの周知方法等
- 5 プログラムの内容や実施方法、集客方法等で工夫した点や独自性

（４）マッチング成立後の支援

- ・特定技能外国人の受入に際して、マッチングの成立した県内介護施設等に対し、受入れ機関に求められている義務的支援（※２）を代行する登録支援機関に関する情報を提供すること。（ただし、既に特定技能外国人の受入れ実績がある等の理由により、登録支援機関の代行または紹介が不要な場合を除く。）

※２…事前ガイダンス、入国手続きに係る支援、入国時の空港等と事業所又は住居への送迎、住居確保・生活に必要な契約支援、生活オリエンテーション、公的手続きへの同行、日本語学習機会の提供、苦情・相談への対応、日本人との交流促進等）

（５）業務内容に係る留意事項

- ・特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチングに係る経費（面談会参加に係る費用やマッチング成立時における人材紹介料等）及び特定技能外国人の受入に係る経費（入国手続きに係る書類作成費、渡航費、登録支援機関費用等）については、全て介護施設等が負担することを前提としている。受託者は説明会等において、これらの点について誤認が生じないよう明確に説明すること。

4 業務完了報告

受託者は、本事業終了後、委託業務完了報告書を委託者に提出するものとする。

- （１）提出期限 令和８年３月２７日（金）
- （２）提出先 三重県医療保健部長寿介護課
- （３）提出方法等

電子データ（CD-R等）１部と紙（A４両面）１部を提出するものとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、委託者と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

7 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

委託者は、必要に応じ、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、受託者が再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に

準じ適切に対応するものとする。

- エ 受託者は、その他関係法令を遵守すること。
- オ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権等

- ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- カ 三重県は著作権法第20条第2項第号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれ

を許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

（ア）成果品を侵害のないものに改変すること。

（イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

（7）留意事項

ア 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

エ 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」

を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

オ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

カ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

8 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部長寿介護課 介護人材確保班 担当：渡邊、河内

電話番号 059-224-2262 ファックス番号 059-224-2919

メールアドレス chojus@pref.mie.lg.jp